

令和3年度

総会資料



高野山小学校PTA

総会次第

《出席人数の確認》

1. 開会のことば
2. 会長挨拶
3. 校長挨拶
4. 議長並びに書記選出
5. 報告事項
 - (1) 令和2年度の活動報告
 - (2) 令和2年度の決算及び監査報告
 - (3) 質問
6. 議事
 - (1) 令和2年度決算の承認について
 - (2) 令和3年度PTA役員候補者の承認について
 - (3) 令和3年度活動計画案の承認について
 - (4) 令和3年度予算案の承認について
7. 議長ならびに書記の解任
8. 会計監査、少年指導員の紹介
9. 新役員の挨拶
10. 感謝状贈呈者の発表
11. 閉会のことば

令和2年度 年間活動報告書

月	本 部
4	役員会(4/17)
5	
6	我孫子中学校入学式(コロナの影響でPTAからは不参加) 委員全体会開催 (6/18)
7	役員会、学校打ち合わせ、運営委員会(7/16)
8	
9	学校打ち合わせ、運営委員会 (9/17)
10	運動会準備・運動会当日・当日来賓接待 就学児健診時PTA 説明会出席 (10/29)
11	学校打ち合わせ、運営委員会 (11/19) 地区委員選考 一般、特別会計上記監査立会い
12	新年度委員選出
1	学校打ち合わせ (1/21)、運営委員会は中止
2	引き継ぎ準備
3	学校打ち合わせ、運営委員会 (3/4) 我孫子中学校卒業式・高野山小学校卒業式(コロナの影響で不参加) 新入生配布用資料作成 総会資料作成→デジタル化へ 一般、特別会計監査立会い
4	高野山小学校入学式出席 PTA定期総会、委員全体会

備考) 運営委員会便り HP 掲載にて発行 (1回)
一般会計業務、特別会計業務、その他

月	学年委員会
4	
5	
6	委員全体会
7	
8	
9	
10	運動会当日手伝い
11	
12	
1	
2	
3	

備考) 運営委員会出席 (4回)

※今年度はコロナ禍の為、ふれあい祭りが中止となり、ふれあい祭りの活動は行っておりません。
学級文庫も委員で話し合い今年度は行っておりません。

令和2年度 年間活動報告書

月	広報部
4	
5	
6	委員全体会 第1回広報部会(前期・後期のメンバー確認、 連絡網の作成、掲載内容についての周知)
7	消毒ボランティア取材 前期打ち合わせ
8	「このやま」前期号、入稿 初稿の確認・校正作業 前期打ち合わせ、編集作業
9	「このやま」編集、入稿
10	「このやま」前期号、校正作業・校了・ 納品・仕分け・配付、後期班へ引き継ぎ、 反省会、後期班打ち合わせ 運動会取材
11	後期班、町たんけん取材、部活動取材、 編集作業、打ち合わせ
12	後期班、編集作業 林間学校代替行事取材、部活動取材、
1	後期班、編集作業 書き初め取材
2	「このやま」の後期号、入稿・初稿の確認・ 校正作業
3	「このやま」の後期号、校了・納品・ 仕分け・配布 反省会

備考) 運営委員会出席 (4回)

月	厚生部
4	
5	
6	委員全体会(長・副の選出)
7	テトラパック・インクカートリッジの見 回り
8	ベルマーク・テトラパック・インクカー トリッジの回収箱を第1、第2校舎に設 置 テトラパック・インクカートリッジの見 回り
9	第1回厚生部委員会 ベルマークの回収・集計・発送の方法を 検証 テトラパック・インクカートリッジの回 収・箱詰め
10	運動会当日の手伝い
11	第2回厚生部委員会 ベルマークの回収・集計・発送
12	テトラパック・インクカートリッジの回 収・集計・発送
1	テトラパック・インクカートリッジの見 回り
2	棚整理
3	テトラパック・インクカートリッジの見 回り

備考) 運営委員会出席 (4回)

令和2年度 年間活動報告書

月	地区委員会
3	第1回地区委員会(長・副選出、各分担決め) 登下校指導、令和2年度上半期青パト申請
4	登下校指導、青パト運行 一学期校内パトロール資料配布
5	登下校指導、青パト運行
6	登下校指導、青パト運行 学区内看板の点検・補修
7	登下校指導、青パト運行、 夏休みパトロール
8	下半期青パト申請
9	二学期校内パトロール資料配布 登下校指導、青パト運行
10	登下校指導、青パト運行 運動会(たて看板設置および撤去)
11	登下校指導、青パト運行
12	登下校指導(2回)、青パト運行 学区内看板の点検・補修
1	登下校指導(2回)、青パト運行 三学期校内パトロール資料配布
2	登下校指導、青パト運行
3	登下校指導、青パト運行 令和3年度第1回地区委員会

備考) 運営委員会出席(4回)

月	選考委員会
4	
5	
6	委員全体会 第1回選考委員会
7	
8	第2回選考委員会(立候補・推薦者を募る お手紙の作成)
9	第3回選考委員会(ホッチキス止め作業) 第4回選考委員会(立候補・推薦者のお手紙 の回収)
10	第5回選考委員会(立候補・推薦者の方へ受 付のお手紙の配付)
11	第6回選考委員会(本部役員決定 選考活動終了)
12	
1	引継ぎ書の作成
2	反省会 年間活動報告書の記入

備考) 運営委員会出席(4回)

令和2年度 年間活動報告書

月	会計監査
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	給食費上期監査 一般会計中間監査 特別会計中間監査
12	
1	
2	
3	給食費下期監査 一般会計監査 特別会計監査

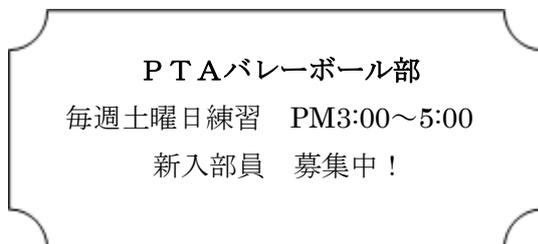
備考) 運営委員会出席 (2回)

月	少年指導員
4	誘拐防止教室 (新一年生対象)
5	我孫子市少年指導員連絡協議会総会 一斉防犯パトロール 防犯パトロール
6	一斉街頭指導
7	一斉防犯パトロール 八坂神社祭礼パトロール 県下一斉パトロール
8	
9	定例パトロール
10	一斉街頭指導 一斉防犯パトロール
11	防犯パトロール 県下一斉列車補導パトロール
12	防犯パトロール 定例パトロール
1	定例パトロール
2	少年指導員研修会 防犯パトロール
3	防犯パトロール 一斉街頭指導

備考) 運営委員会出席 (2回)

月	P T Aバレーボール部
4	コロナの影響で体育館使用不可の為、活動していません。
5	同上
6	同上
7	毎週土曜日 PM3:00～5:00 練習再開
8	全てのP T A大会が無くなりました。 再び体育館の使用が12/24まで不可となり活動していません。
9	同上
10	同上
11	同上
12	同上
1	P T Aの体育館の使用許可が出ましたが、 部員で話し合い緊急事態宣言中の中「練習できない」となり活動していません。
2	同上
3	

備考) 運営委員会出席 (2回)



※今年度はコロナの影響で大会は全て無くなり、7月に3回程の練習のみでした。
来年度、コロナが終息し全ての活動が再開した際に大会優勝を目指して頑張れる様、ユニフォームを新しく作っています。

令和2年度 一般会計決算報告

前年度繰越金	1,006,504
--------	-----------

*収入の部

費目	決算	予算	備考
会費	1,504,250	1,524,000	250円×12ヵ月×世帯数
雑収入	1,413	5,000	スポ少印刷機使用料
預金利息	6	0	
収入合計	1,505,669	1,529,000	

*支出の部

費目	決算	予算	備考	
運営費	消耗品費	22,369	110,000	事務用品、他
	印刷製本費	32,132	70,000	印刷用紙、インク、複合機検針料、他
	渉外費	0	5,000	対外連絡交流諸費
	損害保険費	54,229	60,000	PTA活動保険代
	負担金費	16,668	70,000	我P連会費、県P連会費
	慶弔費	108,000	80,000	祝い金、弔意金、お花代、他
	備品費	0	80,000	1年以内に消耗しない物品
	研修費	0	12,000	研修会参加費
	交通通信費	16,268	20,000	交通費、通信費、郵送代、振込手数料、他
	防犯対策費	25,116	30,000	地域安全連絡会、見守り隊、パトロール活動、他
	小計	274,782	537,000	
活動費	厚生部費	3,490	6,000	
	広報部費	78,520	100,000	
	地区委員会費	50,912	4,000	
	選考委員会費	0	3,000	
	学年費	0	18,000	3,000円×クラス
	サークル費	94,850	100,000	バレーボール
	小計	227,772	231,000	
特別活動費	部活動・クラブ・委員会	270,000	270,000	部活動・クラブ・委員会に関わる活動費
	文化交流費積立	100,000	100,000	学校預かり
	行事奨励費			入学式、卒業式、運動会等の行事費、来賓接待費、他
	児童活動費	530,000	530,000	飼育、児童会、運動用具、カレンダー、他
	環境整備協力費			園芸用品、清掃用品、修理、備品、他
小計	900,000	900,000		
支出合計	1,402,554	1,668,000		
残高(通帳)	1,109,619			
収支	103,115			
予算 - 実績	265,446			

会計監査報告(令和3年 3月31日実施)

令和2年度会計決算報告に基づいて慎重に監査した結果、相違ないことを認めます。

会計監査: 吉留 由美 

谷崎 周平 

令和2年度 特別会計決算報告

収入の部

科目	決算	予算	備考
前年度繰越金	2,046,426	2,046,426	
利息	17	0	
ふれあい祭り純売上	0	500,000	
収入合計	2,046,443	2,546,426	

支出の部

科目	決算	予算	備考
OA機器購入費	0	100,000	PTA会議室のOA機器購入・修理
PTA寄贈品修繕費	0	500,000	学校への寄贈品の購入・修理
ふれあい祭り諸経費	0	400,000	
ふれあい祭り備品費	0	80,000	祭り以外の備品（諸経費以外）
周年記念品費	0	0	周年行事等に関わる支出
モップ購入代	155,715		
テント購入代	316,140		
リストバンド購入代	30,800		
フェイスシールド購入代	4,620		
消毒薬購入代	7,600		
保存用ビスコ	150,852		
おいしい天然水長期保存水	18,790		
支出合計	684,517	1,080,000	
次年度繰越金	1,361,926	1,466,426	

会計監査報告（令和3年3月31日実施）

令和2年度会計決算報告に基づいて慎重に監査をした結果、相違ないことを認めます。

吉留 由美 (吉留)

谷崎 周平 (谷崎)

令和3年度PTA役員（候補者）

役名	氏名	学年	児童名
会長	目黒 勤	6	来楽
副会長	塚本 恵	2	妃菜多
	村瀬 千亜貴	4	遥斗
	会沢 亜希	4	歌帆
庶務	小玉 麻美	3	桜太
	西脇 信子	3	羽琉
	石橋 めぐみ	4	愛梨
会計	堀切 裕美	2	杏
	三木 加代	2	杏凧

教職員

役名	氏名
副会長	小林 武彦
庶務	立石 達也
会計	大友 理恵

令和3年度会計監査

会計監査	浅井 さやか	2	陽大
	清家 優美	3	君香

令和3年度少年指導員

少年指導員	荒井 朋子	3	瑞希
	柴崎 孝紘	教職員	

令和3年度活動計画（案）

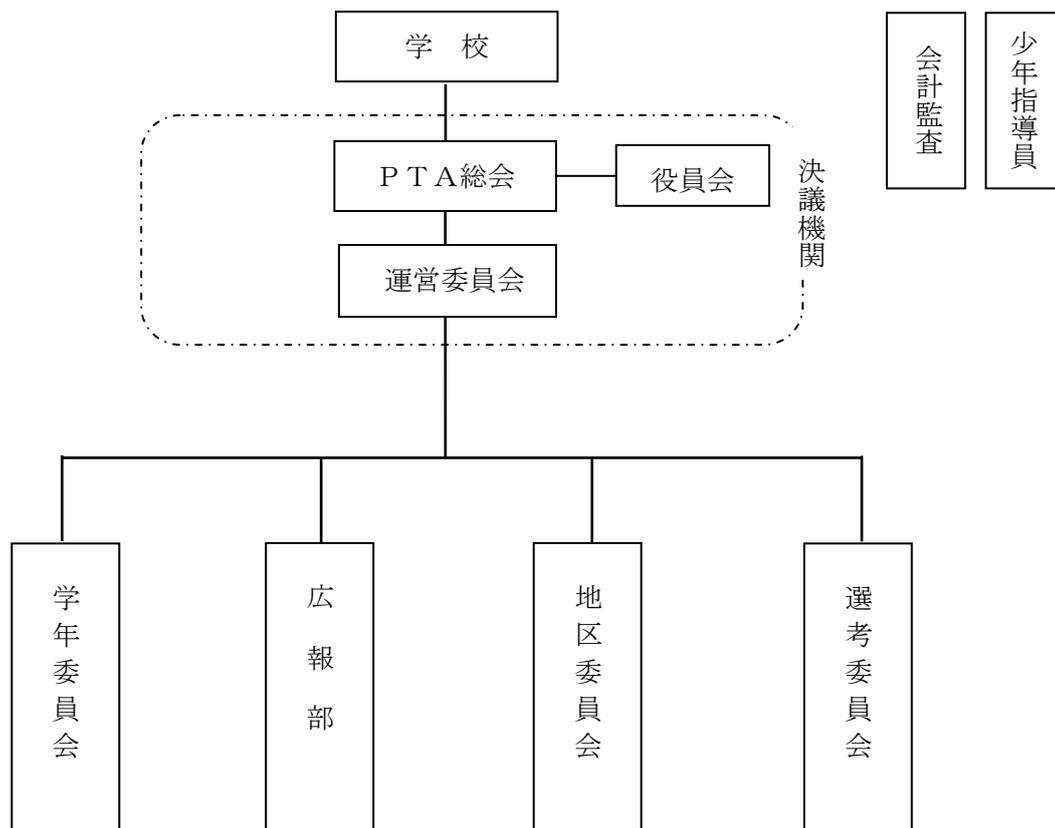
【活動方針】

1. 誰もが無理なくできる範囲で参加し、協力し合うPTAを目指します。
2. 学校教育への理解と児童及び会員相互の交流を図ります。
3. 児童の安全確保のため、地域との連携を図り、校内外における安全指導に努めます。
4. PTA活動の理解浸透及び意識向上を図るための活動の充実化を目指します。
5. PTA活動を通じ、地域社会との関わり・協力関係を深めます。

【活動計画】

1. 学年委員会 ～PTAを基盤に、会員相互と学校・地域との交流を深めます～
 - 学級懇談会及び交流会への参加協力
 - 学年・学校行事及び児童の活動への協力
 - ふれあい祭りの企画・運営
2. 広報部 ～PTAと学校の密接な関わり合いを伝え、会員の意識向上を図ります～
 - PTA活動を主とした迅速な情報発信
 - 学校・家庭・地域を結ぶ機関紙としてPTA広報誌「このやま」の発行
 - ふれあい祭りへの参加協力
3. 地区委員会 ～各地域に見合った安全・防犯活動の充実を目指します～
 - 110番の家・見守り隊との連携、協力
 - 登下校指導の充実と一斉下校への参加協力
 - 通学路の安全点検
 - ふれあい祭りへの参加協力
 - 青パト運行
4. 選考委員会 ～PTA本部役員活動への理解を深め、選考活動の充実を図ります～
 - 次年度本部役員、少年指導員、会計監査の選考
 - 次年度各委員、部員の選考
 - ふれあい祭りへの参加協力
5. 学校行事への協力
 - 運動会、周年行事、音楽会、教育研究会等
6. PTA本部 ～学校・家庭・地域と連携しPTA活動の発展を目指します～
 - ふれあい祭りの発展に向け、ふれあい祭り実行委員会の活動点検・評価
 - 地域との意見交換・協力関係維持推進
 - PTA活動の理解浸透に向けた活動の検討・実施
 - ウェブベルマーク運動の啓蒙、推進・ベルマーク全般管理
7. お手伝い係活動の充実
 - 一児童につき一回以上のお手伝い係活動への参加推進

8. 組織



令和3年度 一般会計予算(案)

前年度繰越金	1,006,504
--------	-----------

★収入の部

費目	前年度実績	予算	備考
会費	1,504,250	1,521,000	250円×12ヵ月×世帯数
雑収入	1,413	2,000	スポ少印刷機使用料
預金利息	6	0	
収入合計	1,505,669	1,523,000	

★支出の部

費目	前年度決算	予算	備考	
運営費	消耗品費	22,369	110,000	事務用品、コピー用紙他
	印刷製本費	32,132	70,000	複合機検針料、他
	渉外費	0	5,000	対外連絡交流諸費
	損害保険費	54,229	60,000	PTA活動保険代
	負担金費	16,668	70,000	我P連会費、県P連会費、他
	慶弔費	108,000	80,000	祝い金、弔意金、お花代、他
	備品費	0	80,000	1年以内に消耗しない物品
	研修費	0	12,000	研修会参加費
	交通通信費	16,268	20,000	交通費、通信費、郵送費、振込手数料、他
	防犯対策費	25,116	30,000	地域安全連絡会、見守り隊、パトロール活動、他
	小計	274,782	537,000	
活動費	厚生部費	3,490	0	R3年度より廃止
	広報部費	78,520	100,000	部活動費
	地区委員会費	50,912	18,000	委員会活動費
	選考委員会費	0	5,000	委員会活動費(R3年度より増員の為)
	学年費	0	18,000	3,000円×学年
	サークル費	94,850	10,000	バレーボール
	小計	227,772	151,000	
特別活動費	部活動・クラブ・委員会	270,000	270,000	部活動・クラブ・委員会に関わる活動費
	文化交流費積立	100,000	100,000	学校預かり
	行事奨励費			入学式、卒業式、運動会等の行事費、来賓接待、他
	児童活動費	530,000	530,000	飼育、児童会、運動用具、カレンダー、他
	環境整備協力費			園芸用品、清掃用品、修理、備品、他
小計	900,000	900,000		
支出合計	1,402,554	1,588,000		
残高	1,109,619			
収支予算	-65,000			

令和3年度 特別会計予算（案）

■収入の部

科目	決算	予算	備考
前年度繰越金	2,046,426	2,046,443	内、周年記念積立金 ¥1,011,878
利息	17	0	
ふれあい祭り純売上	0	500,000	
収入合計	2,046,443	2,546,443	

■支出の部

科目	決算	予算	備考
O.A機器購入費	0	100,000	PTA会議室のO.A機器購入・修理
PTA寄贈品修繕費	0	500,000	学校への寄贈品の購入・修理
ふれあい祭り諸経費	0	400,000	
ふれあい祭り備品費	0	80,000	祭り以外の備品（諸経費以外）
周年記念積立金	0	0	周年行事等に関わる支出
モップ購入代	155,715	0	
テント購入代	316,140	0	
リストバンド購入代	30,800	0	
フェイスシールド購入代	4,620	0	
消毒薬購入代	7,600	0	
保存用ビスコ	150,852	0	
おいしい天然水長期保存水	18,790	0	
支出合計	684,517	1,080,000	
次年度繰越金	1,361,926	1,466,426	

我孫子市立高野山小学校PTA会則

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は我孫子市立高野山小学校PTAと称し、事務所を我孫子市立高野山小学校内（千葉県我孫子市高野山198）におく。

第 2 章 目的及び方針

第 2 条 本会は保護者と教職員の協力により教育に対する理解を深め、家庭、学校、社会における児童の保護、指導、福祉をはかり併せて会員の教養を高めることを目的とする。

第 3 条 本会は宗教的活動ならびに政治活動をしてはならない。

第 4 条 本会は本会目的のため活動する他の社会的団体および機関に対しても協力する。

第 5 条 本会は自主独立のもので他の支配は受けない。

第 6 条 本会は学校の財政的維持および教職員の給与ならびに生活費に直接責任を負うものではない。

第 7 条 本会は学校の経営ならびに管理および人事に関しては直接関与することはできない。

第 3 章 会 員

第 8 条 本会は原則として我孫子市立高野山小学校の児童の保護者および教職員をもって会員とする。

第 4 章 役 員

第 9 条 本会の役員は次の通りとする。

会 長 1 名

副会長 若干名（保護者 2 名以上 教職員 1 名）

庶 務 若干名（保護者 2 名以上 教職員 1 名）

会 計 若干名（保護者 2 名以上 教職員 1 名）

第 10 条 役員の仕事は次の通りとする。

会長は、会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長がその職務を行えない時はこれに代る。庶務は一般事務を処理する。会計は会計事務を処理する。

第 11 条 役員は保護者と教職員の代表により選出され、本年度の定期総会の承認をもって決定される

第 12 条 役員の仕事は 1 年とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合、その扱いは役員会で決定し、任期は前任者の残任期間とする。

第 5 章 会計監査

第 13 条 本会は本会会計の監査を目的として会計監査をおく。会計監査の定員は 2 名とし、保護者の代表により選出され、本年度の定期総会の承認をもって決定される。

第 14 条 会計監査は定期総会において監査結果を報告するものとする。

第 15 条 会計監査の任期は 2 年とする。会計監査に欠員が生じた場合は保護者の代表により選出し、任期は前任者の残任期間とする。

第 6 章 学年委員会、専門部および専門委員会

第 16 条 本会の目的を遂行するために各学年委員会、各専門部および各専門委員会を置くものとし、設置する専門部および専門委員会はPTA運営細則（以下、「細則」という。）において定めるものとする。各学年委員会は委員長・副委員長を、各専門部は部長・副部長を、また各専門委員会は委員長・副委員長をそれぞれ各 1 名互選により選出する。

第 17 条 各学年委員会は会員中より学年毎に選出され構成されるものとする。又、専門部および専門委員会は別途定める方法により選出されるものとする。なお、学年委員会、専門部および専門委員会の委員定数は細則において定めるものとする。

・令和 3 年度より厚生部を廃止（主たる作業であるベルマークの管理が、ウェブベルマークに移行した事により、厚生部の作業が簡略化されたため。）する。

・令和 3 年度より選考委員の増員（本部選出以外に各委員の選出を担当してもらうため。）を調整する。

上記 2 点、令和 2 年度の総会(承認届による)にて同意を得られた為、令和 3 年度の総会資料(細則)に記載。

第 7 章 会 議

- 第 18 条 本会の最高決議機関として総会を設置する。総会は会員の 3 分の 1 の出席またはそれに相当する参加をもって成立するものとする。ただし、出席は委任状をもってかえることができるものとする。
- 第 19 条 総会の決議は出席者（前条による委任状の提出者を含む）の過半数の同意を必要とする。ただし、決議については決議に対する委任または議決行使権をもってかえることができるものとする。
- 第 20 条 本会の定期総会は原則毎年 4 月に開催する。定期総会では前年度の事業報告、決算の承認および本年度の事業計画、予算の審議、役員承認、その他重要事項に関する審議並びに承認を行う。
- 第 21 条 臨時総会は運営委員会がその必要を認めるとき、または会員の 5 分の 1 以上の要求があったときに開催される。臨時総会は、開催が困難な場合は総会の成立および決議と同等の基準をもって他の方法にてかえることができるものとする。
- 第 22 条 本会は総会に次ぐ議決機関として運営委員会を設置する。運営委員会は役員、各学年委員会の委員長・副委員長、各専門部の部長・副部長、各委員会の委員長・副委員長および教職員の代表により構成し、本会の運営に関する事項を協議する。運営委員会は原則として 2 カ月に 1 回開催し、運営委員会で必要と認められた場合、臨時運営委員会を開催することができる。
- 第 23 条 役員は必要に応じて役員会を開催する。役員会では運営委員会における議案を作成し、その他必要事項を協議する。

第 8 章 会 計

- 第 24 条 本会の経費は会費およびその他の収入をもって支弁する。
- 第 25 条 本会の会費は、保護者は一世帯月額 2 5 0 円、教職員は各個人月額 2 5 0 円とし、本会への在籍日数が半月以上の場合に当月分の会費を納める。退会に際しては在籍日数が半月以上の場合、当月分の会費を返金しない。
- 第 26 条 本会の会費および本会活動による収入は第 2 章の目的以外に使用してはならない。
- 第 27 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終了するものとする。

附 則

1. 本会則は昭和 5 0 年 4 月 1 日より実施
2. 昭和 5 3 年 5 月 1 3 日 一部改正 平成 1 4 年 4 月 1 9 日 一部改正
昭和 5 6 年 4 月 2 5 日 // 平成 1 7 年 4 月 1 5 日 //
昭和 5 7 年 4 月 1 7 日 // 平成 2 0 年 4 月 1 8 日 //
昭和 5 8 年 4 月 1 6 日 // 平成 2 2 年 4 月 1 6 日 //
昭和 6 1 年 4 月 1 9 日 // 平成 2 3 年 4 月 1 5 日 //
平成 2 年 4 月 2 1 日 // 平成 2 4 年 2 月 2 1 日 //
平成 6 年 4 月 1 6 日 // 平成 2 5 年 4 月 1 8 日 //
平成 1 0 年 4 月 1 8 日 // 平成 2 8 年 4 月 1 5 日 //
平成 1 1 年 4 月 1 7 日 // 平成 3 0 年 4 月 2 0 日 //
3. 会則の改正は総会の議決を要す。
4. 運営の細則については運営委員会において協議する。

P T A運営細則

1. 学年委員会（会則第6章に関する細則）

- (1) 以下の活動を目的として学年委員会を設置する。
 - ・学級懇談会の世話をする。
 - ・学級学年の会員相互の理解と親睦をはかる。
 - ・会員の連絡、調整および学年の代表としての活動をする。
 - ・学年の学習環境の整備等に協力する。
 - ・ふれあい祭りの企画・催事運営を行う。
- (2) 学年委員の定数は、各学年より3名とする。

2. 専門部（会則第6章に関する細則）

- (1) 以下に定める専門部を設置し、各専門部の目的とする活動を行うものとする。
 - ・広報部 本会活動の広報に関する活動をする。
- (2) 広報部の定数は各学年より2名とする。

3. 専門委員会（会則第6章に関する細則）

- (1) 以下に定める専門委員会を設置し、各専門委員会の目的とする活動を行うものとする。
 - ・地区委員会 児童の健全育成や安全と防犯に関する活動をする。
 - ・選考委員会 次年度の役員および任期満了となる場合の会計監査と少年指導員、**次年度の各委員・部員**の選考活動をする。
- (2) 選考委員会は、役員または会員からの要求があった場合、P T A総会の決議の監査を行う。
- (3) 選考委員の定数は、保護者のうち6学年を除く各学年から**2名**、教職員から1名とする。また、地区委員の定数は別途地区毎に定めるものとする。

4. 委員の選出（会則第17条に関する細則）

- (1) 学年委員は各学年より選出する。
- (2) 地区委員は地区毎に選出する。
- (3) 選考委員のうち保護者については6学年を除く各学年より選出する。教職員についてはP T A副会長職にある教職員がその職務にあたるものとする。

5. 役員（会則第4章に関する細則）

- (1) 役員の任期は1年とするが、次年度役員への職務引き継ぎを目的として次年度1学期中は次年度役員の補佐を行うものとする。ただし本年度で本会を退会となる場合はその限りではない。
- (2) 役員の再任（職務が異なる場合も含む）は原則として連続しては2年までとする。
- (3) 役員は委員職を兼務しない事を原則とする。ただし、教職員の選考委員はその限りではない。
- (4) 選考委員会は次年度P T A役員の選考結果または状況を、本年度最終の運営委員会にて報告するものとする。選考された次年度役員候補者は運営委員会での報告を経た段階で内定とみなし、次年度の定期総会に至るまで、次年度に関わる役員任務を行うことができるものとする。
- (5) **役員は児童、会員の福祉に関する活動のうちベルマークの管理を行う。（厚生部廃止に伴う）**

6. 会計監査（会則第5章に関する細則）

- (1) 会計監査は他の役員および委員職を兼務しない。
- (2) 会計監査は役員または運営委員会から要請があった場合には運営委員会に出席するものとする。また、自らが出席の必要を認める場合には運営委員会に出席する事ができる。

7. 委員の欠員

- (1) 学年委員が欠員になった場合は、その扱いは欠員が生じた学年委員会および専門部による協議のうえ決定するものとする。欠員を満たす必要がある場合は欠員となった学年より選出する。
- (2) 地区委員が欠員になった場合は、その扱いを地区委員会で決定するものとする。
- (3) 選考委員が欠員になった場合、欠員を満たす必要がある場合は欠員となった学年より選出する。

8. 少年指導員

- (1) 本校P T A代表として1名を選出し、少年指導員として我孫子市少年センターに協力する。
- (2) 少年指導員については、役員会で決定し、総会にて報告する。
- (3) 任期は原則として2年とし、再任を妨げない。任期途中で欠員になった場合は、役員会ですみやかに選出し、運営委員会に報告する。任期は前任者の残任期間とする。ただし、残任期間が3ヶ月未満の場合には、新たに選出するのではなく役員が代行する。

9. サークル活動

本校P T Aサークルは10人以上の同好の会員が集まり、運営委員会の同意を得て発足する。

10. 運営委員会の傍聴

会員はP T A会長の了承を得て、運営委員会を傍聴することができる。ただし、決議権はない。

11. 会計（会則第8章に関する細則）

（1）会計は、主として会費を収入とした単年度の収支で管理する一般会計を原則とするが、以下の場合には、例外的に特別会計をおく。

（a）物品販売によって会費以外の収入を得る場合

（b）将来の特定の支出に備えるため、又は、特定の資金を区分して管理する場合

（2）本条1項に基づき、特別会計に以下のものをおく。

（a）ふれあい祭り特別会計

（b）O. A機器購入積立金特別会計

（c）PTA寄贈品修繕積立金特別会計

（d）周年積立金特別会計

附 則

1. 本細則は昭和55年4月19日より実施

2. 昭和56年4月25日	一部改正	平成17年4月15日	一部改正
昭和57年4月17日	〃	平成18年4月14日	〃
昭和58年4月16日	〃	平成20年4月18日	〃
昭和61年4月19日	〃	平成22年4月16日	〃
昭和62年4月18日	〃	平成24年4月19日	〃
平成 2年4月21日	〃	平成25年4月18日	〃
平成 6年4月16日	〃	平成28年4月15日	〃
平成 7年4月15日	〃	平成29年4月25日	〃
平成10年4月18日	〃	平成30年4月20日	〃
平成11年4月17日	〃	令和 3年4月16日	〃
平成15年4月18日	〃		

高野山小学校PTA慶弔規定

1	結婚祝	教職員	祝い金5,000円
2	出産祝	教職員	祝い金5,000円
3	見舞	会員、児童 (入院2週間、または自宅療養3週間および火災・その他の災害があった場合)	見舞金5,000円
4	弔慰	会員、児童	供花及び香料5,000円
5	表彰	PTA活動に永年功労のあった場合 (PTA委員を3年以上された保護者で本年度をもって退会する会員、および子ども見守り隊等会員以外でも児童の安全等に継続的に寄与され勇退された方)	感謝状および記念品
6	転任・退職	教職員	花束等

附則

1. その他前項規定に該当しない場合でも、運営委員会で決定し必要と認めた場合は、慶弔金を贈ることができる。但し、緊急を要する場合は役員協議の上決定し運営委員会に報告する。
2. 見舞金、表彰および教職員の転任・退職記念品については、疾病、事故、災害、功労の程度により、別途考慮することができる。その程度は役員会で協議し運営委員会にて報告する。
3. 本規定による、慶弔に対する返礼は受け取らない。
4. 見舞金および慶弔金については、大規模な災害（天変地異）を含まない。
5. PTA会員の表彰について、役員については1年間の役員経験でPTA委員3年間相当、会計監査は2年間の任期をもってPTA委員1年間相当、少年指導員は2年間の任期をもってPTA委員2年間相当と見なす。

ただし、役員または会計監査、少年指導員に選考された時点と表彰時点とで規定が異なる場合は、対象者がいずれを適用するか選択できるものとする。
6. 家庭内で、今年度卒業する児童と来年度入学する児童がいる場合、その年度の表彰は対象外とさせていただきます。(例：令和元年度卒業、令和2年度入学の場合、下の児童が卒業時に進呈いたします。)

この規定は、昭和50年11月12日より実施

昭和53年5月13日	一部改正	平成10年4月18日	一部改正
昭和55年4月19日	〃	平成11年4月17日	〃
昭和56年4月25日	〃	平成23年4月15日	〃
昭和57年4月17日	〃	平成25年4月18日	〃
昭和58年4月16日	〃	平成26年4月18日	〃
昭和60年4月20日	〃	平成29年4月25日	〃
昭和61年4月19日	〃	令和元年 4月17日	〃

会則変更の経緯

	改 正 前	改 正 後
昭和 53.2.25	14 条 学級委員 3名 (専門部委員兼任)	学級委員 2名 専門部委員 3名
昭和 53.5.13	9 条 会計 2名 (内教職員 1名)	会計 3名 (内教職員 1名)
昭和 56.4.25	14 条 学級委員 2名 専門部委員 3名	学級委員 2名 専門部委員 2名
昭和 57.4.17	14 条 学級委員 2名 専門部委員 2名	学級委員 3名 (専門部委員兼任)
昭和 58.4.16	12 条 選考委員各学級代表 1名 22 条 会費 月額 150円	各地区代表 1名 会費 月額 250円
昭和 61.4.19	12 条 教職員代表 2名	各学年代表 1名
平成 2.4.21	名称変更 補導部 細則 5 選考委員選出の期間 細則 5 (1)選出は地区委員会	地区委員会 選考委員の選出は毎年 4～11 月迄とする。 選出は学年委員会と地区委員会発足に至るまでは執行部
平成 6.4.16	12 条 各地区代表 1名 学 年 1名 教職員 2名 細則 5 選考委員の選出は毎年 4～11 月迄とする。 細則 5 (1)選考委員会構成人数	代表人数削除 選考委員の選出は 4 月に選出する。 地区 10 名・学年 12 名・教職員 2 名 上記追記に付、各項を逐次(2)以降に繰り下げ。
平成 7.4.15	細則 5 (1)選考委員会構成人数 地区 10 名	地区 8 名
平成 10.4.18	表記変更 父母 " 補導 細則 3 (3)厚生保体部の活動内容	保護者 指導 「給食、保険に関すること」を削除
平成 11.4.17	12 条 (1)選考委員会構成 細則 5 (1)選考委員会構成人数 細則 5 (2)選考委員の選出 慶弔規定 5 表記変更「消滅する」 (現状規定なし)	「地区代表」を削除 「地区 8 名」を削除 「及び地区委員会」を削除 「退会する」 第 6 章 少年指導員 第 15 条(1)、(2)追記に付、各項を逐次第 7 章、第 16 条以降に繰り下げ。
平成 14.4.19	23 条 退会に際しては一切返金しない	退会に際して当月分は返金しない
平成 17.4.15	13 条 専門部および委員会の構成 14 条 ふれあい祭り委員会構成人数 15 条(2) 任期途中で欠員になった場合の後任者および任期 細則 3(3)厚生保体部の活動内容 細則 5(1)選考委員会構成人数	ふれあい祭り委員会 を追記 ふれあい祭り委員は各学年 2～3 名選出 を追記 任期は前任者の残任期間とし、残任期間が 3 ヶ月未満の場合は PTA 役員が代行 上記追加により表記変更 「防犯」を追記 「学年 12 名」を削除 「各学年から 2～3 名」を追記
平成 18.4.14	細則 3 (現状規定なし)	(5)ふれあい祭り委員会 ・ふれあい祭りに関する活動をする。
平成 20.4.18	細則 3 (3) 厚生保体部の活動内容 細則 3 (4) 地区委員の活動内容 9 条 副会長 3 名 (内教職員 1 名) 庶務 3 名 (内教職員 1 名) 会計 3 名 (内教職員 1 名)	「防犯」を削除 「防犯」を追記 副会長 若干名 (保護者 2 名以上 教職員 1 名) 庶務 若干名 (保護者 2 名以上 教職員 1 名) 会計 若干名 (保護者 2 名以上 教職員 1 名)

	改 正 前	改 正 後
平成 22.4.16	1 1 条 役員の任期 細則 1 (2) 地区委員の選出 細則 5 (2) 表記変更「執行部」	「会計監査は任期を2年とする」を追記 「話し合いの上」を削除 「本部」とする
平成 23.4.15	2 3 条 P T A 会費 在籍と同時に当月分の会費を納め、退会に際しては在籍日数16日以上の場合当月分は返金しない。	在籍日数が半月以上の場合に当月分の会費を納める。 退会に際しては在籍日数が半月以上の場合、当月分は返金しない。
平成 24.2.21	1 3 条 学年委員会、専門部の設置 1 4 条 学年委員会、専門部の定数	設置する専門部を細則に規定。 専門部の新設、廃止、統合、名称変更等に対応 選出する委員定数を細則に規定。 専門部の選出方法を細則に規定。
平成 24.4.19	細則 1～6	会則改訂に伴う各規定改訂、条項再構成
平成 25.4.18	会則第4章 役員 第5章 学年委員会、専門部および委員 第6章 少年指導員 第7章 会議 第25条 会費 他 細則 1～6 7 (新設)	条文見直しに伴う章・条項変更 役員と会計監査を分離(第4章 役員、第5章 会計監査)。 「委員」を学年委員会との混同を避けるため「専門委員会」に名称変更 少年指導員に関わる規程を会則より削除。 会議の成立要件・決議要件の条文分割、他 教職員の会費の扱いを各個人単位とする 細部の条文見直し 会則改訂に伴う各規定改訂、条項再構成 欠員が生じた場合の対応の見直し 少年指導員に関わる条項を会則より移行
平成 26.4.18	慶弔規定附則 5	少年指導員についての表彰における基準を追記
平成 28.4.15	会則第7章 2 2 条 細則 1、2 細則 1 1	運営委員会開催期間の変更 文化部廃止に関する変更 会則第8章に関する細則追加
平成 29.4.25	細則 3 (1) 慶弔規定 4 弔慰金 5, 0 0 0 円	選考委員会に少年指導員選考を追記 供花及び香料 5, 0 0 0 円
平成 30.4.20	会則第6章第17条 会則第7章 2 2 条 細則 1, 2, 4, 7	ふれあい祭り委員を廃止し学年委員の選出基準と活動内容の変更および広報部・厚生部・選考委員会の定数の変更 運営委員会の回数の変更
令和 1.4.17	変更前記載なし 慶弔規定 附則 6 家庭追加 会則 6 章 17 条	P T A 会員の表彰について、附則追加 家庭内で、今年度卒業する児童と来年度入学する児童がいる場合、その年度の表彰は対象外とする。(例：令和元年度卒業、令和2年度入学の場合、下の児童が卒業時に進呈する。) 会則 6 章 17 条に追記(令和2年度の総会で同意を得た場合、令和3年度の総会資料(細則)に記載予定。) ・令和3年度より厚生部を廃止(主たる作業であるベルマークの管理が、ウェブベルマークに移行した事により、厚生部の作業が簡略化されたため。)する。 ・令和3年度より選考委員の増員(本部選出以外に各委員の選出を担当してもらうため。)を調整する。
令和 3.4.16	細則 2 細則 3(1) (3)選考委員会の定数 6 学年を除く各学年 1 名 細則 5	厚生部を削除 選考委員会の活動内容に各委員・部員の選考を追記 6 学年を除く各学年 2 名に変更 (5) 役員は児童、会員の福祉に関する活動のうちベルマークの管理を行う。(厚生部廃止に伴う)を追記